⑵　災害対策基本法に規定する防災計画との関係

防災計画に関しては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、防災基本計画を基に、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成することとしている。法に基づく基盤整備等計画、地方緊急対策実施計画、特定緊急対策事業推進計画の作成に当たっては、関連する機関の防災業務計画及び地域防災計画と調和のとれたものとなるよう、必要に応じてこれらの計画を参照するなど、配慮することが必要である。

なお、前述のように、地方緊急対策実施計画については、首都地域における地域防災計画のうち、地震防災対策に係る部分と内容の多くが重複する場合が考えられるため、地方緊急対策実施計画を作成する地方公共団体の地域防災計画のうち、該当する部分を引用して地方緊急対策実施計画として定めるなど、地域防災計画の内容を活用して定めることで差支えない。

○内閣府告示第百三十号

首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第五条第一項の規定により準用される同法第四条第四項の規定に基づき、政府業務継続計画（首都直下地震対策）を次のとおり公表する。

平成二十六年五月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政府業務継続計画（首都直下地震対策）

第１章　総則

１　目的

本計画は、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第５条第１項の規定に基づき、首都直下地震が発生し、当該地震が東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能（以下「首都中枢機能」という。）に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合（以下「首都直下地震発生時」という。）において、政府として業務を円滑に継続するための対応方針及び当該業務を継続するために必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、関係機関、民間事業者等の取組と相まって、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的とする。

２　対象

首都直下地震発生時には、被災地域である東京圏の経済活動の停滞や社会的な混乱が、連鎖的に被災地域以外の地域にも支障を及ぼすことから、被災地域において、災害応急対策を実施することに加え、被災地域以外の地域においても、被災地域の支援、経済活動の停滞の補完や、地域住民の生活を維持することが強く求められる。また、全国的又は国際的な取引、協力、システムの維持等に係る機能を維持することも必要である。これらは、国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）のみならず、地方支分部局やその下に置かれる事務所等を含めた政府全体の取組を通じて行われるものである。

本計画は、直接的には中央省庁を対象に、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務（以下「非常時優先業務」という。）とこれを実施するために必要な執行体制、執務環境等を定めるものである。しかしながら、中央省庁の業務は、地方支分部局等における業務の実施や執行体制等に関する指示、連絡調整等も含むものであることから、本計画には、首都直下地震発生時に求められる政府全体の取組が包含されるものである。

３　省庁業務継続計画との関係

本計画は、首都直下地震発生時における非常時優先業務の実施に係る政府の方針を定めるとともに、府省横断的な事項を定めるものである。

各府省等は、本計画に基づき、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める中央省庁の業務継続計画（以下「省庁業務継続計画」という。）を作成する。

この場合において、各府省等は、首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。また、非常時優先業務については、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で整理するものとする。

内閣府は、本計画と省庁業務継続計画との整合性を確保するため、必要に応じ、各府省等と調整を行う。

４　被害想定

中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）では、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎が主に立地する東京都千代田区永田町、霞が関等の地区は、周辺の低平地と比較して、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小さい領域に位置するため、耐震基準に適合している建物において倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低いとされている。また、この地区は、電力、通信・情報システム、上下水道等が被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなっており、地震に対して一定の強靱性を有しているものということができる。

しかしながら、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、本計画は、同ワーキンググループが想定する震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、特に不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定することとする。具体的には、次のとおりである。

①　停電、商用電話回線の不通及び断水は、１週間継続する。
②　下水道の利用支障は、１か月継続する。
③　地下鉄の運行停止は、１週間継続する。ＪＲ及び私鉄の運行停止は、１か月継続する。
④　主要道路の啓開には、１週間を要する。

なお、この場合において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の一部が使用不能となることも想定することとする。

各府省等は、非常時優先業務の実施を確保するため、上記の被害想定に基づき、省庁業務継続計画を作成する。

５　その他

首都直下地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

第２章　政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

第１節　首都直下地震発生時における対応

政府は、首都直下地震が発生した場合に、速やかに、各閣僚、中央省庁の幹部等が参集し、その直後から、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集、分析等を円滑に行う初動体制を迅速に確立する。また、政府は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第105条の規定に基づく災害緊急事態の布告があったときは、当該災害緊急事態への対処に関する基本的な方針を定める。

政府は、司令塔である内閣機能を確保しつつ、情報の収集及び分析に基づき、被災地域において、総力を挙げて災害応急対策に取り組む。また、政府は、被災地域以外の地域を含め、首都直下地震による経済活動の停滞や災害対応要員の派遣等の影響を最小化する措置を講ずるとともに、中断することが許容されない通常業務を継続する。

政府は、地方公共団体等が実施する公共サービスについても、途絶えることなく継続されるよう、地方公共団体等との連絡調整を図る。

政府は、国内外に向け、災害に関する正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、的確に情報を発信する。